

ゾーニングの保全エリア等の設定案に関するご意見と対応について

No.	所属	項目	ご意見等	対応方針
1	環境省 関東地方環境事務所	動物	<p>野生下のトキ（国内希少野生動植物種、環境省レッドリスト絶滅危惧 IA 類、特別天然記念物）が佐渡島から本州に渡ることがあるため、佐渡島周辺と佐渡海峡は保全エリア・調整エリアとすることを検討していただくべきと考えます。</p> <p>「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」（令和2年3月環境省）40頁には「場合により、例えば鳥類のレイヤーに加えて、渡り鳥、又は特定の重要種を独立したレイヤーを作成することにより、重み付けを行うことができる。」と記載されています。環境省では、令和元年度から令和2年度にかけて「トキ飛行経路等解明調査委託業務」を実施しており、当該調査の成果を活用してトキに係る独立したレイヤーを作成することを検討していただくべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貴省のトキの飛行経路等解明調査については、今年度調査が完了し、結果がまとめられた段階で、ゾーニングマップにどのように反映できるか検討したいと考えております。
2		配慮・調整エリア 動物 ①海鳥の重要生息地	<p>海鳥の重要生息地について、佐渡島のウミネコ繁殖地等の情報が不足していると考えられるため、下記文献を「主な県内における鳥類の生息分布に関する収集文献」に追加し、当該文献を参考にしてゾーニングを検討していただくべきと考えます。</p> <p>（文献：岡久雄二・近藤健一郎（2019）佐渡島における海鳥の繁殖状況．野鳥新潟 188.）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご紹介頂いた文献を収集し、得られた海鳥の繁殖地の情報について、メッシュ情報として整理し、他の海鳥の繁殖地と同様に配慮・調整エリアに追加しました。
3		配慮・調整エリア 動物 ②重要種の生息地や集団飛来地	<p>環境省の鳥類標識調査で得られたデータをゾーニングに活用していただくため、昨年度に新潟県、関東地方環境事務所新潟事務所及び（公財）山階鳥類研究所で調整を行い、（公財）山階鳥類研究所から新潟県に鳥類標識データが提供されたと聞いています。当該データを②重要種の生息地や集団飛来地の根拠として活用していただくべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> （公財）山階鳥類研究所から提供された鳥類標識データの整理結果から、移動の際に通過する可能性のある地域や集団渡来地が把握出来た鳥類については、サブマップとして整理することを考えております。
4		動物 主な県内における鳥類の生息・分布に関する収集文献	<p>第13回トキ野生復帰検討会資料「野生下のトキの状況等」が記載されていますが、トキ野生復帰検討会は継続的に開催されており、令和2年2月に開催された第17回トキ野生復帰検討会など、最近の資料もご活用ください。なお、「野生下のトキ」ではなく、「野生下のトキ」が正しいです。</p> <p>また、環境省ホームページ「トキ 羽ばたかせよう朱鷺を、美しい日本の空へ」は削除されたため、環境省関東地方環境事務所ホームページ「トキ保護増殖事業」に修正願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文献に基づきトキに関する情報を収集し、飛行経路等解明調査結果と併せて、ゾーニングマップにどのように反映できるか検討したいと考えております。 ご指摘の誤字及びホームページ名は修正しました。

No.	所 属	項 目	ご意見等	対応方針	
5	海上保安庁 新潟海上保安部 交通課	保全エリア ⑭航路等	AIS 航跡により通航量の多いエリア	<ul style="list-style-type: none"> 航路に関する保全エリアについては、マニュアルに基づき法令に係る航路及び定期航路を対象としています。 ご指摘のあった港湾区域等の取扱いについては、今後、候補海域を絞り込んだ上で、貴庁や海運事業者、漁業協同組合等の関係者に確認、協議した上で配慮・調整エリアとして重み付けなどを検討し、事業化に当たっての配慮・調整事項として整理していきたいと考えております。 	
6		保全エリア ⑭港湾区域等	港則法を含む法に基づく錨地及び船舶の避難等に利用される船舶の集まるエリア（赤泊沖） 港の入り口や港内など入出港に伴い、操船に制約を受ける水域、航路の変針点、港口等船舶がい集する水域		
7		配慮・調整エリア ⑫港湾区域等	港則法びょう地（保全エリアに項目を移動）		
8		配慮・調整エリア ⑩電波法	当庁所管の無線局（海岸局）の影響範囲（ともに船舶の交通用無線であり影響について検討すべきである）		
9		配慮・調整エリア ⑮航路等	AIS 航跡により通航実態のあるエリア（通航実態のあるエリアについては、検討すべきである）		
10		配慮・調整エリア ⑰インフラ等	航路標記の影響範囲（船舶の航行において指標となるものであり、その視認性に影響が生じる水域について考慮・検討すべきである）		
11		その他	港則法の適用する港及びその区域において、船舶交通に影響を及ぼす工事・作業を行う場合には、港長又は新潟海上保安部長あて許可申請が必要となる。 漁業者以外にも、遊漁船、プレジャーボート等の海域利用実態についても把握し、調整を行う必要がある。 具体的な候補地の選定にあたっては、より詳細に通航実態の調査等を行い、船舶航行に係る安全対策（必要に応じて第三者機関による調査検討を含む）を検討する必要がある。		
12	東京大学	⑤自然公園	北部海域の県立公園が海域に示されているが、その具体的な大きさは地図上では不明である。地域部会にて議論されている海域と重なる、あるいは近いため、その大きさを定量的に示す必要がある。また、自然公園の外側に対して、何らかの制約が新たに加わるのかどうかということも確認する必要がある。保全エリアは風車を設置できない領域と考えられるため、慎重な議論が必要である。		<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の位置にある「瀬波笹川流れ粟島県立自然公園」の海域部分は、海岸から1kmの範囲が普通地域に指定されています。
13		⑪気象レーダー	気象レーダーとして、海域の広い範囲が「配慮・調整エリア」と表示されている。この表示だと、ほとんど洋上風力発電の導入が難しいと誤解を受ける。レーダーのシステムの改善により、風車などの障害物の影響を除外できると理解している。最低限の必要な領域のみ、表示すべきではないか？ 同様に、全海域に二重化レーダー覆域、西側海域の一部にレーダー覆域が示されているが、その詳細を議論する必要がある。		<ul style="list-style-type: none"> 気象レーダーと風車の立地にかかる世界気象機関(WMO)の指針によると、配慮・調整エリアとしてレーダーから風車までが5～45kmの距離については、5～20kmの範囲では中程度の影響を受ける領域との位置付けで、地形によって影響の度合いが変わりうることから影響の度合いの分析と協議を行うことが推奨されるとされています。20～45kmの範囲では影響が低い領域との位置付けで、風車の建設をレーダー側に通知することが推奨されるとされています。

No.	所属	項目	ご意見等	対応方針
				<p>これに基づき、レーダーから5～45kmの範囲については、国土交通省及び気象庁との協議が必要と判断し、配慮・調整エリアとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空路監視レーダーの二重化レーダー覆域及びレーダー覆域については、建物等の設置を制限するものではないと認識していますが、今後、上記の取扱いと併せて関係機関に確認を行います。
14		⑭漁場	許可漁業については非公開となっているが、専門外のものにとってはその意味が理解できない。言葉による説明、あるいはその領域の図示が必要と考える。	<ul style="list-style-type: none"> 「※ 許可漁業が行われている海域については非公開のため、表示不可。関係漁業協同組合等への確認が必要。」と記載を修正します。また、漁場に関するマップについては、非公開としている部分の表示方法を検討し、事業化に当たって確実な配慮を促すようにします。
15	新潟大学 農学部	全体	広範囲が配慮・調整エリアに指定されることは理解したが、その中でもランク分けすることや導入促進エリアに近いエリアを示すこと等が必要であると考えられる。特に、地域部会の設置が想定される地域については、他のエリアと区別できるロジックが必要になる。	<ul style="list-style-type: none"> 配慮・調整エリアの検討方法については、別途説明させていただきます。 地域部会を設置する候補海域の選定方法については、現在検討しておりますので、次回に提案させていただきたいと考えております。
16		ラムサール条約湿地	新潟市は、ラムサール条約の自治体認証の候補都市となっている。これが仮に指定された場合には、ゾーニングマップに反映する必要があると考える。	<ul style="list-style-type: none"> ラムサール条約の自治体認証となった際の対応の考え方について、新潟市に確認しましたところ、以下のとおり回答をいただいております。 本回答を踏まえてゾーニングマップにおける対応を検討したいと考えております。 <p>【新潟市からの回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ラムサール条約湿地自治体認証とは、湿地部と都市部の関係性や、湿地の地球温暖化緩和、防災といった多面的機能に着目し、湿地の劣化を防ぎ湿地と共存する都市の取り組みを評価することで、自治体のブランド化や地域における湿地の保全や賢明な利用の推進を図ることを目的としている。 ラムサール条約湿地自治体認証への申請は、本市がこれまで取り組んできた保全活動や賢明な利用による実績をもとに申請を行ったもの。 湿地認証は、自治体のブランド化を後押しするためのもので、認証を受けたとしても、保全を担保するような、新たな法規制を必要とする性質のものではない。

No.	所 属	項 目	ご意見等	対応方針
				<ul style="list-style-type: none"> 新潟市は環境モデル都市として、都市と農村の豊かな価値を循環し、湿地を始めとした自然資本を活用しながら、温暖化対策や災害に強いまちづくりを進めている。 湿地自治体認証は、本市のこれまでの取り組みが国際的に認知されるものであり、認証の如何に関わらず、本市のまちづくりの方向性は従来通り継続される。 これらの点を踏まえて、市全域を保全エリアと捉えるものではないため、ゾーニングマップに影響するものではないと考える。
17		配慮調整エリア ⑭防衛関連施設等	防衛省のレーダーの範囲については、防衛省に個別に聞き取りを行わないと情報が得られない可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> 今回の意見照会においては、防衛省北関東防衛局新潟防衛事務所から「意見なし」との回答をいただいておりますが、レーダーの取扱いについて改めて確認させていただきたいと考えております。
18		配慮調整エリア ⑭漁場	サケやアユの遡上への影響が懸念されるということであれば、内水面の漁協が示すエリアを保全エリアにするという対応を検討しても良いのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> 河川法による河川区域については、保全エリアとして追加しました。 さらに配慮が必要な場所などについては、候補海域が選定された段階で、地元漁協や専門家のご意見を伺いながら、必要な調査を検討し、候補海域でのより詳細なゾーニングに反映したいと考えております。
19		文化財	笹川流れ等のように、天然記念物に指定され、海域の景観が優れた場所については、保全エリアにすることが妥当である。	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法及び県・市町村の条例に基づき指定されている文化財のうち、面的に指定された区域については保全エリアに追加しました。
20		景観	景観の評価方法については、地域性を踏まえた新潟県独自の方法を検討してはどうか。単に海域を眺望する眺望点よりも海域の背景に別の景観資源がセットで存在するような景観は価値が高いのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> 景観については、地域によって受容の度合いが異なることから、全県で統一した評価基準を設定することは困難であると考えます。 候補海域が選定された段階で、風力発電の規模や地域性を考慮した上で検討したいと考えております。
21	新潟大学 農学部	動物	トキ及びオオミズナギドリの高利用域は、ゾーニングに反映させるかサブマップとして扱う等検討する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 鳥類の飛翔位置等の情報は、エリアとして設定することが困難であるため、サブマップとして整理することを考えております。
22		動物	コウモリ類の渡りに関する情報は少ないので、ゾーニングに反映することは困難であると思われる。	<ul style="list-style-type: none"> 文献に基づきコウモリ類に関する情報を収集し、サブマップとして整理することを考えております。

No.	所 属	項 目	ご意見等	対応方針
23	新潟県漁業協同組合 連合会	配慮調整エリア ⑭漁場	漁場に関するマップの表示方法について、空白のままにするとまるでその部分は支障がないというように受けとられる可能性がある。他の色をつけた方がよいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 漁場に関するマップについては、空白となっている部分の表示方法を検討します。また非公表となっている許可漁業について関係漁業協同組合等への確認が必要である旨を明記し、事業化に当たって確実な配慮を促すようにします。
24			定置漁業権の情報が漏れているようなので確認してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 定置漁業権の位置が分かりづらい形となっていたため、分かりやすいよう表示方法を見直します。
25	新潟県内水面漁業協 同組合連合会	配慮調整エリア ⑭漁場 内水面漁業への影響	<p>保全エリア等の設定に当たっては、以下の点にも配慮願いたい。</p> <p>建設予定地周辺では三面川、荒川及び胎内川において、地元の内水面漁協が漁業法第6条第5項の規定に基づく第5種共同漁業権の免許を受けて、漁業権を行使している。</p> <p>内水面漁協関係者の中には、洋上風力発電によるサケの減少など、内水面漁業への影響を懸念する声が少なくない。関係機関及び事業者は関係者に対して、施設建設及び発電による海の環境変化がサケに与える影響等について、これまでの調査結果や科学的知見などを丁寧に説明し、なお不十分と考えられる論点があれば改めて調査、説明を行うなど、十分な理解を得るよう努めてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県河川管理課からの意見への対応方針（No.44）のとおり、河川法による河川区域については、保全エリアとして追加しました。 さらに配慮が必要な場所などについては、候補海域が選定され、地域部会（村上市・胎内市沖を含む）を設置して地元漁協や専門家のご意見を伺いながら、必要な調査を検討し、より詳細にゾーニングに反映したいと考えております。 なお、サブマップとして、新潟県漁業調整規則及び新潟海区漁業調整委員会指示に記載されている「さけ及びますの捕獲規制区域」を表示し、事業化に当たって確実な配慮を促すようにします。
26	日本野鳥の会新潟県	全体	配慮・調整エリアになっている地域が多くなっているように思われる。配慮・調整エリアの扱い方には工夫が必要であると思われる。	<ul style="list-style-type: none"> 配慮・調整エリアの検討方法については、別途説明させていただきます。
27	日本野鳥の会佐渡支 部	動物	トキは佐渡から海を渡って移動することがあり、最短ルートを通れば五十嵐付近に移動する。真野湾上空を飛ぶこともある。トキの飛翔経路については、ゾーニングに反映して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> 環境省のトキの飛行経路等解明調査について今年度調査が完了し、結果がまとめられた段階で、ゾーニングマップにどのように反映できるか検討したいと考えております。
28		動物	佐渡島では、ウミネコ、ウミウ、オオセグロカモメ、ハヤブサが海岸域において繁殖の記録がある。海鳥の繁殖地の情報に追加して欲しい。ただし、ハヤブサ等の猛禽類は密猟が懸念されるため、位置情報についてはメッシュで示す等留意すること。	<ul style="list-style-type: none"> ご提供された海鳥等の繁殖地の情報について、メッシュ情報として整理し、他の海鳥の繁殖地と同様に配慮・調整エリアに追加しました。
29	新潟県野鳥愛護会	保全エリア 動物	<p>①寺泊・出雲崎沿岸の追加 コクガンの渡来地として、特に出雲崎港（沿岸）は毎年の渡来頻度が高い</p> <p>②の中之島地域で越冬しているマガンの海上罫が寺泊沖の海上にあり、10月から11月までは中之島田んぼと海上間を往来する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご紹介いただいた文献を収集し、貴重な鳥類の分布情報については、サブマップとして整理することを考えています。

No.	所 属	項 目	ご意見等	対応方針
30	新潟県野鳥愛護会	配慮・調整エリア 動物	②信濃川大河津分水とその周辺平野（水田） 一帯を追加 ①で話した長岡市中之島田んぼ（大河津分水東側水田） 一帯は、古いマガン越冬地であり、毎年 500～600 羽が越冬している（10 月～3 月）（文献：野鳥新潟 189 号（2020. 5. 1 号） 渡辺央 長岡市の中之島田んぼで越冬するマガン）	<ul style="list-style-type: none"> ご紹介いただいた文献を収集し、貴重な鳥類の分布情報については、サブマップとして整理することを考えています。
31	新日本海フェリー株式会社 新潟支店	保全エリア ⑭航路等	「別紙⑭航路等」の項目中に当社の航路が記載されています。「新潟－敦賀、新潟－秋田、新潟、苫小牧、新潟－小樽」を「敦賀－新潟－秋田－苫小牧、新潟－小樽」に訂正願います。定期航路事業を営む当社としては、入出港と航路上に支障がなければ問題ありません。	<ul style="list-style-type: none"> 航路の標記の仕方について、ご指摘のとおり修正しました。
32	東北電力株式会社 新潟支店	配慮・調整エリア 動物	「配慮・調整エリアとして設定する項目」としてトキの記載があるが、P14「配慮・調整エリア」には識り込まれていない理由は何でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 既存文献に基づき主に陸域のトキの行動圏の情報を整理していたため、エリア設定の対象としていませんでした。 洋上については、環境省のトキの飛行経路等解明調査について今年度調査が完了し、結果がまとめられた段階で、ゾーニングマップにどのように反映できるか検討したいと考えております。
33	胎内市	保全エリア ①騒音等 ②風車の影	2010 年に環境省が行ったアンケート調査のみをその根拠とされていますが、騒音等は、音源特性や伝搬特性等により変動しやすいとされていることに鑑み、風力発電施設から発生する騒音等の対応について（平成 28 年風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）で、風車騒音により環境影響を受ける恐れのある地域を、半径 1 キロメートル程度と記載されていることを考慮するなど、学術的知見を根拠に含めて保全エリアの設定をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> 「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省、令和 2 年）においては、環境影響を受ける範囲と認められる地域の考え方として、「① 対象事業実施区域及びその周囲 1 キロメートルの範囲内の区域であること。（中略）①については、工事中及び供用後の騒音・振動の影響が、距離により減衰していくことから、工事場所から 1 キロメートル離れば影響はほとんど及ばないことを考慮し、1 キロメートルと定めている。」とされていることから、騒音及び風車の影に関するエリア設定にあたっては、住宅等から 1 キロメートルの範囲を対象として整理しました。 なお、風力発電所の地域特性や社会的受容性等が地域毎に異なることから、全県で統一した離隔距離を設定することは困難であると考えます。 今後の事業化にあたっての留意事項として、風車の大型化を考慮して、騒音及び風車の影の影響について検討する必要がある旨を記載します。
34		保全エリア ①騒音等 ②風車の影	また、「住宅等から 800 メートルの範囲」と記載されていますが、その「住宅等」に不特定多数が集まる施設で、展望台、レジャー施設、海水浴場等を含めることを考えていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ゾーニングマップの作成では住宅や福祉施設等を対象としています。不特定多数が利用する場所については、事業化された際には利用状況を踏まえ、離隔距離を検討するよう留意事項として整理します。

No.	所属	項目	ご意見等	対応方針
35	新潟市	保全エリア ④重要な自然環境のまとまりの場	「信濃川および阿賀野川の下流域」「佐潟および鳥屋野潟を含む新潟砂丘湖沼群」「福島潟および瓢湖」について、環境省ホームページ「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」では、生息・生息域として個別の潟や河川の名称が掲載されていることから、これに準じた区分でゾーニングマップに反映いただきたい。	・ ご紹介いただいた生物の生息・生育域の情報については、海域に関連のあるものを対象として、他の重要な自然環境のまとまりの場と同様に配慮・調整エリアに追加しました。
36		全体	「根拠及び確認した文献等」に空白の欄があるが、「該当するエリア」がない場合でも、確認した文献等を記載してほしい。	・ 「該当するエリア」がない場合でも確認した文献名を記載しました。
37	新潟市	配慮調整エリア ⑤景観	主要な眺望点においては、「眺望範囲」などとして考慮しマップに反映させるべきではないか。（長崎県のゾーニングマップにおいても項目として設定している。）	・ 景観については、地域によって受容の度合いが異なることから、全県で統一した評価基準を設定することは困難であると考えます。候補海域が選定された段階で、風力発電の規模や地域性を考慮した上で検討します。
38		配慮調整エリア ⑤景観	根拠及び確認した文献等」に新潟市都市景観賞（第1回～4回）を追加。	・ 情報提供のあった文献を収集し、景観の眺望点及び景観資源として追加します。
39	新潟市	保全エリア ①騒音等 ②風車の影	「騒音」「風車の影」も項目では、2010年のアンケートをもとに離隔距離800mとしているが、当時よりも風力発電施設が大型化していることから、今回のゾーニングマップ作製にあたり想定している風車の単機の規模（定格出力や高さ）、設置数等の条件設定が必要ではないか。（風力発電に係る地方公共団体のゾーニングマップマニュアル第二版 p 42～43）	(No.33の対応方針のとおり)
40	長岡市	保全エリア ①騒音等 ②風車の影	保全エリアを住宅等（住居、学校、病院、福祉施設等）から800mの範囲としているが、参考資料3の1,2頁からは市街化区域の海岸沿いのみを対象としているように読み取れる。 長岡市寺泊支所管内は都市計画区域外であるが、海岸沿いに住宅等が立地していることから、当該住宅等から800mの範囲を保全エリアにした方がよいのではないかと。	・ 騒音及び風車の影に関するエリア設定にあたっては、住宅等からの離隔距離でエリアを設定しました。
41	柏崎市	配慮・調整エリア ⑭漁場	着色された漁業権漁業（区画・定置・共同）の範囲以外でも、漁業が行われていることから、無着色部分でも漁業を行っていることが分かるように配慮いただきたい。理由は、凡例で「※許可漁業が行われている海域については非公開」との記載があるものの、「黄色以外の海域＝漁場ではない＝調整の必要なし」という誤解が生じることが懸念されるため。 参考：原則的に、岸から2海里（約3.7km）より沖合は、漁業者が自由に漁業を営むことができる海域だが、無秩序な漁業活動が横行しないように各漁協で規則（漁場の範囲、漁法等）を定めて住み分けを行っている。配慮・調整という意味では、各漁協独自に定めた規則を確認する必要があると思われる。	(No.23の対応方針のとおり)

No.	所 属	項 目	ご意見等	対応方針
			各漁協が独自に定めた規則の関係資料はあるが、ロランチャートと呼ばれる番号で漁場(海域)を示しているため、漁業者以外には内容が分からない資料となる。なお、地図上に漁場等を落とし込んだ資料はない。(新潟漁業協同組合柏崎支所に確認)	
42	県環境企画課	保全エリア ①騒音等 ②風車の影	騒音等及び風車の影の保全エリアが、市街化区域からの距離で設定されていると思われるが、市街化区域でない場所にも住宅等は存在するため、住宅等からの距離を保全エリアとしていただきたい。 住宅等から 800m の範囲を保全エリアとしているが、「発電所に係る環境影響評価の手引き」(経済産業省、令和2年)においては、環境影響を受ける範囲と認められる地域の考え方として、「① 対象事業実施区域及びその周囲1キロメートルの範囲内の区域であること。(中略) ①については、工事中及び供用後の騒音・振動の影響が、距離により減衰していくことから、工事場所から1キロメートル離れば影響はほとんど及ばないことを考慮し、1キロメートルと定めている。」とあることから、住宅等から1kmの範囲を保全エリアとしていただきたい。	(No.33の対応方針のとおり)
43		配慮調整エリア ⑤景観	ゾーニングマニュアル p58 景観に関する情報一覧には、景観資源及び景観の主要な眺望点の情報源として、「地域の観光マップ等」が記載されていることから、地域の観光マップ等を踏まえた地点も選定していただきたい。また、眺望点から見る景観資源への影響も考えられることから、主要な眺望点と同様に景観資源のレイヤーを作成し、マップに反映していただきたい。	・ 地域の観光マップをもとに選定された地点も追加して整理しました。景観資源についても追加しました。
44	県河川管理課	国土保全などの観点からの指定地域等 河川区域	一級河川及び二級河川の河川区域等に工作物等を設置する時は、河川法の許可が必要となるため、保全エリアまたは調整エリアとして検討してください。風力発電本体の設置は河川法上認めることはできませんが、ケーブル等の付帯設備については許可することも可能と考えられたため、保全エリアと調整エリアを併記しております。 環境省のマニュアルでは、河川区域については保全エリアとすることが考えられるとありますが、その根拠がわからなかったため、併記する形とさせていただきました。	・ 河川法による河川区域は保全エリアに追加しました。
45		国土保全などの観点からの指定地域等 海岸保全区域、一般公共海岸区域	海岸保全区域及び一般公共海岸区域に工作物等を設置する時は、海岸法の許可が必要となるため、調整エリアとして検討してください。	・ 海岸保全区域及び一般公共海岸区域を配慮・調整エリアに追加しました。

No.	所 属	項 目	ご意見等	対応方針
46	県漁港課	配慮・調整エリア ⑬漁港区域	漁港区域の管理者は、県又は市町村であるため、エリア設定の際には漁業協同組合等の漁業関係者の前に漁港管理者との調整・ヒアリングを確実に実施すること。	・ 今後、候補海域を絞り込んだ上で、漁港区域及びその周が含まれる場合は、漁業関係者との調整を行います。
47	県水産課	配慮・調整エリア ⑭漁場等	知事許可漁業についても関係者へのヒアリングを確実に実施した上でエリア設定すること。	(No.23 の対応方針のとおり)

No.	所 属	項 目	ご意見等	対応方針
48	県教育庁文化行政課	文化財 国県指定・選定文化財	<p>◎ 海に面する国・県指定の史跡名勝天然記念物、国選定の重要文化的景観及び重要伝統的建造物群について、海面上の指定範囲を保存エリアとして記載すること。また、選定範囲及び指定・選定範囲周辺地における計画策定にあたっては、県又は市の文化財保護担当部局と事前に協議するよう記載すること。</p> <p>○ 理由 名勝天然記念物の指定範囲では、原則として、開発行為等による現状変更は許可されない。また、指定範囲外や重要文化的景観、伝統的建造物群の選定範囲やその周辺地であっても、文化財の保存や景観に影響を及ぼすおそれがある場合、文化財保護法、又は県文化財保護条例の規定による現状変更許可申請や保護の措置が必要となるため。</p> <p>○ 海に面する国・県指定名勝・天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群 国指定天然記念物 粟島オオミズナギドリおよびウミウ繁殖地（沖合 500m以内の海岸、海面および島嶼を含む。） 国指定天然記念物及び名勝 佐渡小木海岸（満潮線より 1000m以内の海面、岩礁） 国指定名勝 佐渡海府海岸（満潮線より 2000m以内の海面、岩礁） 国指定名勝 笹川流（海上の指定範囲なし） 国選定重要文化的景観 佐渡相川の鉾山及び鉾山町の文化的景観（海岸線より 200m沖合までの範囲） 国選定重要文化的景観 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観（海上の選定範囲なし） 国選定伝統的建造物群保存地区 佐渡宿根木（海上の選定範囲なし） 県指定名勝 親不知子不知（汀線より沖合 1000m）</p> <p>○ 指定範囲の根拠を確認した文献等 文部省告示第 106 号（昭和 47 年 7 月 12 日）、新潟県遺跡地図（昭和 54 年度版） 文部省告示第 181 号（昭和 9 年 5 月 1 日）名勝佐渡海府海岸・天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存活用計画書（平成 28 年 3 月佐渡市教育委員会） 文部省告示第 181 号（昭和 9 年 5 月 1 日）名勝佐渡海府海岸・天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存活用計画書（平成 28 年 3 月佐渡市教育委員会） 内務省告示第 424 号（昭和 2 年 9 月 5 日） 文部省告示 209 号（昭和 53 年 12 月 21 日） 新潟県遺跡地図（昭和 54 年版） 文部科学省告示第 179 号（平成 27 年 10 月 7 日） 佐渡相川の鉾山及び鉾山町の文化的景観保存計画書（平成 29 年 3 月佐渡市） 文部科学省告示第 137 号（平成 23 年 9 月 21 日） 佐渡西三川の農山村景観 文化的景観保存計画（平成 23 年 3 月佐渡市） 文部科学省告示（平成 3 年 4 月 30 日） 佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 24 年 9 月佐渡市教育委員会） 新潟県教育委員会告示第 18 号（昭和 37 年 4 月 6 日） 新潟県教育委員会告示第 7 号（昭和 49 年 3 月 30 日） 新潟県遺跡地図（昭和 54 年度版）、 名勝おくのほそ道風景地「親しらず」保存活用計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 天然記念物、名勝、重要文化的景観、重要伝統的建造物群のうち、海域に指定された地域については保全エリアに追加しました。

No.	所 属	項 目	ご意見等	対応方針
49	県教育庁文化行政課	文化財 埋蔵文化財	<p>◎ 新潟県には海中に周知の埋蔵文化財包蔵地が5か所所在するため、その範囲を記載すること。周知の埋蔵文化財包蔵地内及びその周辺地において、事業計画の策定に当たっては、県又は市の文化財保護担当部局に事前に連絡し、協議するよう記載すること。</p> <p>○ 理由 周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行う場合は、文化財保護法第93条・第94条に基づく届出・通知を提出する必要がある。開発事業で周知の埋蔵文化財包蔵地が壊れてしまう場合は、記録保存の本発掘調査を行う必要がある。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺地においては、届出・通知を提出する必要はないが、開発事業が周知の埋蔵文化財包蔵地に与える影響等を検討する必要がある。</p> <p>○ 根拠を確認した文献等 ⑨文化財保護法第93条・第94条、新潟県遺跡地図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海中遺跡について、配慮・調整エリアに追加しました。
50		世界遺産	<p>◎ 構成資産の範囲及び緩衝地帯を保全エリアとして記載し、緩衝地帯周辺について、事前に県及び市の世界遺産担当部局との協議・調整が必要なことを記載すること。</p> <p>○ 理由 新潟県内では、「佐渡島（さど）の金山」が世界遺産暫定一覧表に記載されている。当該案件では、構成資産からの眺望と構成資産への眺望を阻害する要因を緩衝地帯設定の根拠としており、海上風力発電が景観に及ぼす視覚的影響を考慮すると、構成資産及び緩衝地帯を保存エリアとして記載することが必要と考える。また、緩衝地帯の周辺についても、構成資産に対して、又は構成資産からの景観に視覚的影響を及ぼす可能性があり、福岡県の「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連資産群」の登録にあたり、過去にユネスコ世界遺産委員会から洋上風力発電について追加勧告が出されたことがあることから、県及び市の世界遺産担当部局との調整が必要となるため。</p> <p>○ 根拠を確認した文献等 ⑩世界遺産推薦書「佐渡島(さど)の金山 要約」(令和2年3月新潟県・佐渡市)</p> <p>○ 参考 世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連資産群の登録追加勧告(2017年ユネスコ世界遺産委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 以下について検討するよう勧告する。 <ul style="list-style-type: none"> d) 風力発電施設の建設について、海上であれ陸上であれ、「適切に管理」するだけでなく、緩衝地帯を含む全資産境界内、及び資産の外でも構成資産の視覚的一体性に影響を与える場所において、完全に禁止すると宣言すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産暫定一覧表「佐渡島（さど）の金山」の構成資産及び緩衝地帯のうち、海域については保全エリアに追加しました。 ・ 景観に及ぼす視覚的影響については、地域によって受容の度合いが異なり、全県で統一した評価基準を設定することは困難であると考えます。 候補海域が選定された段階で、風力発電の規模や地域性を考慮した上で検討します。